

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【公表番号】特表2008-524755(P2008-524755A)
 【公表日】平成20年7月10日(2008.7.10)
 【年通号数】公開・登録公報2008-027
 【出願番号】特願2007-548491(P2007-548491)
 【国際特許分類】

G 0 6 F 21/24 (2006.01)

H 0 4 L 9/32 (2006.01)

【 F I 】

G 0 6 F 12/14 5 4 0 C

G 0 6 F 12/14 5 3 0 E

H 0 4 L 9/00 6 7 3 E

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月12日(2010.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アクセス制御を行うための方法であって、

パーティションを備える不揮発性メモリを有し、認証証明書及びアカウントパーミッションを備えるアカウントを含むストレージデバイスによって実行するステップであって、前記パーティションへのアクセス要求を受信するステップであって、前記要求はセッションIDを含み、前記セッションIDはエンティティ前記アカウントに対する認証のアカウント許諾を伴い、前記ストレージデバイスは前記アカウント許諾を前記エンティティの認証に先立って保存する、ステップと、

前記ストレージデバイス内で前記セッションIDと関連付けられた前記アカウントパーミッションを検索するために、前記要求に含まれた前記セッションIDを使用するステップと、

前記アカウントパーミッションが、前記パーティションへのアクセス要求を認可するかどうかを決定するステップと、及び

前記アカウントパーミッションが、前記パーティションへのアクセス要求を認可する場合、前記パーティションへのアクセス要求を許可するステップと、を含む方法。

【請求項2】

前記メモリは付加的なパーティションを有し、前記方法は更に、認証された複数のエンティティが前記付加的なパーティション内のデータへアクセスすることを許可するステップを有する請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記パーティションへのアクセスタイプは、前記エンティティを前記アカウントに対して認証するために使用するいずれの認証からも独立している請求項1に記載の方法。

【請求項4】

複数のアカウントが、前記パーティションへのアクセスタイプの一種として認可される請求項1に記載の方法。

【請求項 5】

前記アカウントは前記ストレージデバイスのメモリコンポーネント内に保存され、認証を行う間に、前記アカウントに関連する情報が前記ストレージデバイスのコントローラによって前記メモリコンポーネントからフェッチされる請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記パーティションは連続したアドレス領域を有する請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

アクセス制御を行うための方法であって、

パーティションを備える不揮発性メモリを有し、認証証明書及びアカウントパーミッションを備えるアカウントを含むストレージデバイスによって実行するステップ、即ち：

前記ストレージシステム内の前記不揮発性メモリにおける前記パーティションに対して読出及び書込アクセスのいずれかを許可するステップであって、前記読出及び書込アクセスのいずれか一方は認証なしに許可されるステップと、

前記アカウントに対するエンティティの認証が行われた場合のみ、前記パーティションへの読出及び書込アクセスのいずれか他方が許可され、前記ストレージデバイスは前記エンティティの認証に先立って前記アカウントパーミッションを保存し、当該認証においてセッション ID が前記エンティティに対して提供され、前記アカウントパーミッションと関連付けられるステップであって、

前記パーティションへの読出及び書込アクセスのいずれか他方を実行するための、前記セッション ID を有する要求を受信するステップと、

前記ストレージデバイス内で前記セッション ID と関連付けられた前記アカウントパーミッションを検索するために、前記要求に含まれた前記セッション ID を使用するステップと、及び

前記アカウントパーミッションが、前記パーティションへの読出及び書込アクセスのいずれか他方を認可することを決定するステップと、を含む方法。

【請求項 8】

前記パーティションへのアクセスは少なくとも 1 つの他のアカウントに基づいて制御される請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

前記メモリは、少なくとも 1 つの付加的パーティションを有する請求項 7 に記載の方法。

【請求項 10】

前記アカウントは、アクセス制御記録を有する請求項 7 に記載の方法。

【請求項 11】

前記アカウントは前記ストレージデバイスのメモリコンポーネント内に保存され、認証を行う間に、前記アカウントに関連する情報が前記ストレージデバイスのコントローラによって前記メモリコンポーネントからフェッチされる請求項 7 に記載の方法。

【請求項 12】

前記パーティションは連続したアドレス領域を有する請求項 7 に記載の方法。

【請求項 13】

パーティションを備え、認証証明書とアカウントパーミッションを有するアカウントを入れていない不揮発性メモリと、

前記不揮発性メモリと通信するコントローラとを備えたストレージデバイスであって、

前記コントローラは

前記パーティションへのアクセス要求を受信するステップであって、前記要求はセッション ID を含み、前記セッション ID はエンティティの前記アカウントに対する認証のアカウント許諾を伴い、前記ストレージデバイスは前記アカウント許諾を前記エンティティの認証に先立って保存する、ステップと、

前記ストレージデバイス内で前記セッションIDと関連付けられた前記アカウントパーミッションを検索するために、前記要求に含まれた前記セッションIDを使用するステップと、

前記アカウントパーミッションが、前記パーティションへのアクセス要求を認可するか否かを決定するステップと、

前記アカウントパーミッションが、前記パーティションへのアクセス要求を認可する場合には、前記パーティションへのアクセス要求を許可するステップと、

を実行するようにされている
ストレージデバイス。

【請求項14】

前記メモリは追加のパーティションを備え、前記コントローラは更に、認証されたエンティティが前記追加のパーティションの中のデータにアクセスすることを許諾するようにされた、請求項13に記載のストレージデバイス。

【請求項15】

前記パーティションへのアクセスの一種は、前記エンティティの前記アカウントに対する認証に用いられたいずれの照明からも独立である、請求項13に記載のストレージデバイス。

【請求項16】

複数のアカウントが前記パーティションへの一種類のアクセスを承認され得る、請求項13に記載のストレージデバイス。

【請求項17】

認証を行う間に、前記アカウントに関連する情報が前記ストレージデバイスのコントローラによって前記メモリコンポーネントからフェッチされる、請求項13に記載のストレージデバイス。

【請求項18】

前記パーティションは連続した範囲のアドレスを有する、請求項13に記載のストレージデバイス。

【請求項19】

パーティションを備え、認証証明書とアカウントパーミッションを有するアカウントを入れている不揮発性メモリと、

前記不揮発性メモリと通信するコントローラと
を備えたストレージデバイスであって、

前記コントローラは

前記不揮発性メモリにおける前記パーティションに対して読出及び書込アクセスのいずれかを許可するステップであって、前記読出及び書込アクセスのいずれか一方は認証なしに許可されるステップと、

前記アカウントに対するエンティティの認証が行われた場合のみ、前記パーティションへの読出及び書込アクセスのいずれか他方が許可され、前記ストレージデバイスは前記エンティティの認証に先立って前記アカウントパーミッションを保存し、当該認証においてセッションIDが前記エンティティに対して提供され、前記アカウントパーミッションと関連付けられるステップであって、

前記パーティションへの読出及び書込アクセスのいずれか他方を実行するための、前記セッションIDを有する要求を受信するステップと、

前記ストレージデバイス内で前記セッションIDと関連付けられた前記アカウントパーミッションを検索するために、前記要求に含まれた前記セッションIDを使用するステップと、及び

前記アカウントパーミッションが、前記パーティションへの読出及び書込アクセスのいずれか他方を認可することを決定するステップと、

を実行するようにされている
ストレージデバイス。

【請求項 20】

前記パーティションへのアクセスは少なくとも1つの他のアカウントに基づいて制御される請求項19に記載のストレージデバイス。

【請求項 21】

前記不揮発性メモリは、少なくとも1つの付加的パーティションを有する請求項19に記載のストレージデバイス。

【請求項 22】

前記アカウントは、アクセス制御記録を有する請求項19に記載のストレージデバイス。

【請求項 23】

認証を行う間に、前記アカウントに関連する情報が前記コントローラによって前記メモリコンポーネントからフェッチされる請求項19に記載のストレージデバイス。

【請求項 24】

前記パーティションは連続した範囲のアドレスを有する、請求項19に記載のストレージデバイス。